

# 企画競争説明書

業務名称： モンゴル国地震防災能力向上プロジェクト  
フェーズ2

調達管理番号： 21a00915

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月8日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年12月8日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国地震防災能力向上プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2026年4月

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の9%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の9%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の9%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の9%を限度とする。
- 5) 第5回(契約締結後49ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 河原太郎 [Kawahara.Taro@jica.go.jp](mailto:Kawahara.Taro@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ防災第二チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

→「モンゴル国地震防災能力向上プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査(評価分析) (調達管理番号：21a00336) の受注者(合同会社適材適所) 及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月20日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月14日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
  - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
  - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出が

できなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

**現地再委託に係る経費**

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
機材費(一括計上 900 万円)
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
a) 現地通貨 MNT1=0.0433500 円  
b) US\$ 1 =113.8440000 円  
c) EUR 1 =132.1640000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
a) モンゴルへの渡航については、夜行便が就航していないため、「機中泊なし」として、泊数を計算します。  
(宿泊費) = (単価) × (宿泊数)  
= (単価) × (業務従事日数 - 1 日)

**9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法**

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

**(1) 評価対象業務従事者について**

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

**1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野**

- a) 業務主任者／防災行政（評価対象）  
b) 耐震建築（評価対象）

**2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数**

約 29.33 人月

**(2) 評価配点表以外の加点について**

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

**1) 若手育成加点**

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

**2) 価格点**

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

#### 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月4日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。



- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 13 その他留意事項

### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交

涉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地震防災・耐震化事業に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めません。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／防災行政

➤ 耐震建築

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／防災行政）】

- a) 類似業務経験の分野：地震防災（あるいは分野名と同じ防災行政）に係る各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：モンゴル及び全途上国
  - c) 語学能力：英語（モンゴル語ができれば望ましい）
  - d) 業務主任者等としての経験
- ▶ 【業務従事者：耐震建築】
- a) 類似業務経験の分野：耐震化に係る各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則としてTeamsオンライン会議によるプレゼンテーションとします。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 34 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／防災行政</u>	<b>(27)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(7)</b>	<b>(12)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>耐震建築</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月20日（木） 10:00～12:00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上



## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「地震防災能力向上プロジェクトフェーズ2に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

モンゴルでは1900年以降、西部地域を中心にマグニチュード7を超える大地震が13回発生しており、近年では、全人口（335万人）の約半数が集まる首都ウランバートル市の近郊に3つの活断層が発見され、ウランバートル市（以下、UB市）内でも有感地震が増加するなど、モンゴル国においては地震災害リスクへの懸念が高まっている。

このような状況において、発注者は、2012年2月～2013年10月に、開発計画調査型技術協力「ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト」を、2016年11月～2019年11月に技術協力「モンゴル地震防災能力向上プロジェクト」（以下、フェーズ1）を実施し、主に以下の支援を行った。

- ①地震ハザード評価、建物リスク評価、構造物リスク評価、火災リスク評価に基づく、総合的な地震リスクマップの作成
- ②地震防災計画含む各種防災枠組みのレビュー及び改定提言
- ③国家防災機関と関連機関の連携
- ④国・UB市の建設物、ライフラインの耐震性評価方法確立、ガイドライン作成、研修実施
- ⑤国・UB市の建設物耐震補強のガイドライン作成、研修実施
- ⑥人材育成（本邦研修、勉強会、啓発活動・キャンペーン等）

上記①により、UB市近郊のホスタイ断層で大規模地震が発生した場合、UB市内の60%の建物が倒壊の可能性があるとされるなど、UB市内で甚大な建物被害想定結果が示され、その後、2017年にはフェーズ1の成果品として、地震防災に関連する法令・制度・組織体制、地震防災計画、災害時の通信・連絡体制と応急対応体制、地震観測体制、土地利用・開発規則、建物・インフラの耐震化、コミュニティ防災等について、モンゴル初の防災白書として具体的な提言事項が取りまとめられた。2020年にはフェーズ1で支援を行った各ガイドライン(④・⑤)が副首相令として承認され、地震防災常設委員会によるリーダーシップのもと、耐震性が無いとされた建物への撤去・立て替えする制度などの法整備や既存建築への簡易的な耐震性判定が進んでいる。UB市(自治体)では、フェーズ1で能力強化及び機材供与を行った耐震性評価(④)が着実に進められ、2021年10月時点で約200棟の建物に対して耐震性評価を実施している。なお、そのうち約130棟に対して何らかの耐震化が必要とされたが、近年の厳しい財務状況によりUB市単独で補強工事用の費用を支出するのは困難と判断され、具体的な耐震補強事業計画や予算申請には至っていない。

ない。

このような状況の中、モンゴル中央政府の防災機関でフェーズ1のカウンターパートでもある国家非常事態庁（NEMA）から「モンゴル地震防災能力向上プロジェクトフェーズ2」（以下、本案件）の技術協力プロジェクトが要請された。地震防災に関し政府の責任としては、発災時に機能を失ってはならない政府庁舎や基幹病院などの重要公共建築物から優先して耐震性評価及び耐震化事業を確実に進めていく必要がある。そのための課題としては、政策策定（耐震化事業実施の政策化・実施予算確保・具体的な手続き策定）、人材・技術面（耐震補強設計・施工時の実務マニュアル策定・実績の蓄積）、防災教育・啓発面（耐震化事業の経済的優位性や地震リスクについての理解促進）、などが挙げられる。以上の課題に対し、本案件を通じて、耐震化事業の実施を政策として策定し、実施に向けた行政側への技術移転、行政側から設計・施工者側への業務標準化支援を進め、優先度の高い公共建築物の耐震化をモンゴル自身で進められる体制を整える事が重要である。

なお、モンゴル政府は「仙台防災枠組2015-2030」を国内で推進するために、防災白書・地方防災計画策定など先述の活動に加え、「防災法」を事前防災や「Build Back Better」に主眼を置いたものに大幅に変更（2017年改訂）するなど、国際的な防災の潮流に基づいた防災を積極的に推進する意向である。本プロジェクトで実施する中央防災機関の能力向上は、「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動の1つである「防災ガバナンスの強化」に、耐震性強化にかかる人材育成は、「強靱化のための防災への事前投資」貢献するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

地震防災能力向上プロジェクトフェーズ2

#### (2) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、モンゴルにおいて、耐震性強化に向けた政策・制度・法律の更新・新規策定及び関連する行政職員と設計・施工者の能力強化を行うことにより、耐震化事業を実施する体制の確立を図り、もって重要公共建築物から耐震性が強化され、地震災害リスク削減に寄与するもの。

(3) 上位目標：公共建築物の耐震性強化が進み地震災害リスクが削減される。

(4) プロジェクト目標：耐震性強化に必要な政策・制度・技術が整い、重要公共建築物の耐震化事業を実施する体制が確立される。

#### (5) 成果

成果1：耐震性強化に向けた政策・制度・ロードマップが更新・新規策定される。

成果2：耐震設計、耐震補強設計、耐震施工に係る基準・規則が全国に普及する。

成果3：耐震化事業実施に関する行政職員及び設計・施工者の能力が強化される。

成果4：市民防災研修センターの耐震性強化に関する研修・啓発活動の実施能力が確立される。

## (6) 活動

### <1:政策策定・政策実施支援>

活動 1.1.1：公共施設に対する耐震化事業を含めた国土耐震化に向けた政策の策定・更新を支援する。

活動 1.2.1：フェーズ1の耐震性評価・耐震補強ガイドラインの制度化及び地方での研修を含めた耐震性評価の実施促進策を検討する。

活動 1.3.1：既存のデータと所有省庁へのヒアリングを基に耐震化事業優先リストを作成し、今後の耐震化事業実施に向けた計画（耐震性評価実施計画含む）策定支援を行う。

活動 1.3.2：対象施設所有省庁が耐震性評価から耐震化事業実施に向けた予算要求～実施までに必要な文書作成ガイドライン（積算・提案書作成を含む）を取りまとめ、活動3での試行を踏まえ標準化する。

活動 1.3.3：予算配分省庁（大蔵省：Ministry of Finance）に対し、開発調査型技プロの成果品とこれまでの活動を合わせた地震リスクと耐震事業の重要性、耐震事業の経済的優位性、今後のアクションプランについて報告し、予算配分に必要な働きかけを行う。

活動 1.3.4：国土耐震化に向けて関連省庁・機関が実施すべきことを整理する。

活動 1.3.5：今後の耐震性評価・耐震化事業の実施計画を省庁横断的なロードマップとして策定する。ロードマップ改定ガイドラインも作成する。

活動 1.3.6：策定中の地方防災計画内に耐震化施策が確実に含まれるようモニタリング体制を強化する。

活動 1.3.7：活動 1.3.6に基づき、連携体制強化・モニタリング強化に係る研修を実施する。

活動 1.4.1：空間情報システムにアイマグ（県）及びウランバートル市の震度分布図と活動 1.3.1の重要公共建築物を反映させ、リスクや脆弱性を明確にする。

### <2:技術強化支援>

活動 2.1.1：耐震設計、耐震補強設計、耐震補強工事に係る基準や規則を設計・施工業者向け耐震規則集としてまとめる。

活動 2.1.2：活動 2.1.1 に基づき、耐震設計、耐震補強設計、耐震施工に係る人材育成や品質管理、研修に使用する写真・事例入りの実践的な耐震補強マニュアル(事例集形式)を作成する。

活動 2.1.3：避難所として使用される学校・幼稚園を新規建設する際の設計マニュアルを作成する。

活動 2.1.4：活動 2.1.1～2.1.3 の成果品を MCUD の科学技術評議会にて承認する。

活動 2.1.5：活動 2.1.1 と 2.1.3 の成果品の制度化（\*2）を検討し、必要に応じて支援する。

活動 2.1.6：活動 2.1.1～2.1.3 の成果品を広く公開し、UB 市ならびに地震活動が活発な地方で研修を実施する。

活動 2.1.7：活動 2.1.1～2.1.3 の成果品を普及させるための設計・施工それぞれに対する実務者研修の講師を育成する。

### <3: 事業実施支援>

活動 3.1.1：地震委員会の耐震性評価対象施設と活動 1.2 での耐震化優先リストから 10 施設程度に対してフェーズ 1 の成果を活用した耐震性評価を実施する。

活動 3.2.1：早急な耐震化が必要と判断された施設に対し、活動 2.1 を基に試設計を行う。（最大 5 施設程度）

活動 3.2.2：試設計後のそれぞれの建築に対し、補強工事に係る費用を概算し、活動 1.3.2 を基に耐震化事業実施計画を作成する。

活動 3.2.3：耐震化事業実施計画と活動 1.3. を基に実際の事業実施を技術面において支援する。

活動 3.3.1：活動 3.2 までで得られた課題を活動 1～2 へフィードバックし、活動 1～2 における手続き・技術に資する成果を向上させる。

活動 3.3.2：活動 3.2 までの成果をもとに耐震補強の経済的な優位性を検証する。

### <4. 研修・啓発能力強化支援>

活動 4.1：市民防災研修センターにおける防災教育の内容と現状についてレビューを行う。

活動 4.2：活動 4.1 を基に、行政機関及び市民向けの耐震性強化の重要性や地震防災に係る研修・啓発教材を作成する。

活動 4.3：市民防災研修センターの活動計画、人材育成計画のレビューを行い、更新を支援する。

活動 4.4：活動 4.3 の結果を基に、活動 4.2 で作成された研修・啓発教材を用いて、ウランバートル市及び地方 2 か所の防災研修センターの講師に対する能力強化研修を実施する。

活動 4.5：活動 4.4 の結果を基に、市民防災研修センターによる行政機関、市民向けの研修・啓発活動実施ガイドラインを作成する。

#### (7) 対象地域

モンゴル国全土。全人口の約半分が集中しているウランバートル市（4,404km<sup>2</sup>）を中心に実施する。

#### (8) 関係官庁・機関

モンゴル国家非常事態庁

メインカウンターパートは国家防災機関であるモンゴル国家非常事態庁（NEMA）としつつ、建設事業のライン省庁である建設・都市開発省（MCUD）も主要な実施機関とし、緊密に連携して事業を実施する。

#### (9) プロジェクト期間

2022 年 4 月～2026 年 3 月を予定（計 48 ヶ月）

COVID-19 の影響を踏まえ、受注者選定後に実際の開始時期、協力期間、進め方（最初は遠隔での実施等）についてモンゴル側と改めて協議する。

### 第 4 条 業務の目的

本プロジェクトに関し、プロジェクトの枠組みに係る基本合意文書（R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 第 5 条 業務の範囲

- (1) 本業務は、発注者と NEMA との間で 2021 年 11 月に締結された R/D に基づいて実施される「地震防災能力向上プロジェクトフェーズ 2」において、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 7 条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。
- (2) また、受注者は本業務にあたり、プロジェクトの目的がモンゴル国側関係者の能力向上であることに留意し、「第 6 条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) 受注者は本業務の進捗に応じて「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成し、モンゴル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 対象構造物

耐震化・耐震補強に関して、JICA 防災グループでは、発注者の協力対象である途上国行政部門として対応すべき構造物を優先順位に基づいて4つに分けている。第1に最重要施設として、防災インフラ、政府庁舎、主要病院、警察・消防等、第2に主要道路等の運輸交通施設、ライフライン、公共サービス施設、避難所機能を有する学校、サプライチェーン関連など、第3に上記に含まれない学校や病院、地域の経済に影響を与えるようなビジネス・生計関連施設など、第4に一般住宅を想定している。この中で政府が資金を投じて耐震化を図れるものは基本的に第3までであり、また、それらは政府の責任として耐震化を図られなければならないものである。第4については、政府が補助金制度などを用いて耐震化のための制度構築をする必要があるが、住民意識や経済的余裕などにも左右されるものであり、耐震化を推進する政府の施設そのものが耐震化されていなければ、住民意識も高まらない。政府機関に対する協力を行う当機構としては、まずは政府による第1～3の耐震化を進める支援に重点を置く方針で、本プロジェクトにおいても同様である。本プロジェクトで作成される資料等は、民間においても活用されるものではあり、将来的には民間建物の強化により地震に強靱な都市が形成されるが、上述のとおり発注者としての重点ポイントがぶれることがないよう、留意する。

なお、主要な関係機関である建設都市開発省は、歴史的建築物の耐震化を求めているが、このような建築物は、単なる耐震化ではなく、モンゴルにとっての歴史的価値残すための特別な配慮を必要とするため、単純な耐震化とは異なること、上記に示す重要施設とは考えられないことから本プロジェクトの対象外とする。

### (2) 公共構造物の耐震化事業を促進する取組の実施

本プロジェクトでは、モンゴル国における公共構造物の耐震化を促進する事に取り組む。耐震診断・耐震設計といった技術的内容に加え、その技術を技術者が運用するためのマニュアル、設計や施工を担う民間人材の育成、実演としてのパイロット事業の実施、予算化のための概算費用算出方法、耐震化事業の優位性を示す情報・資料（大蔵省や国会等に対する説明資料）の作成、予算承認を助けるための地震防災常設委員会の機能の有効活用（大蔵省への申し入れ）、同委員会の申し入れ内容の妥当性を示すための優先順位付け、耐震化を進めるための政府令・大臣令、などを行う事を想定している<sup>1</sup>。

また、上記の他、法制度整備に関しては基準の法制化までは不要（公共建築物に対する耐震化事業に際し行政機関内で確実に利用されればよく、全ての成果品に対して国家基準（BNBD）としての承認や大臣令の発出などは求

<sup>1</sup> これら以外にも、有効と思われる取組があればプロポーザル及び事業実施中においても提案する。

めない)と考えられ、そのために余計な労力を払ってしまうような業務の幅を広げないよう留意する。

(3) C/P 機関の意識

NEMA は本プロジェクトの詳細計画策定調査時に、耐震化と同じくもしくはそれ以上に、市民防災研修センターの能力向上や同センターへの機材整備を要望し、教育科学省や UB 市等と比べて耐震化整備費用の独自予算化に対して難色を示していた。また、成果 4 を除き、NEMA にとっての能力向上が含まれていない旨の主張がなされた。モンゴル国内において耐震化事業の推進そのものの重要性は理解しつつも、NEMA が果たさなければならない役割について高い認識を持っているとは言い難い。

- (4) 発注者が考える、技術的背景を持たない NEMA が地震防災で果たすべき役割とは、国家の中央防災機関として国をリードし耐震化の意識を高め、他の事業実施機関に事業化を促し、必要な制度を構築し、防災の枠組みを構築していくことにある。そして、そのような機能を担うことそのものが NEMA の組織にとっての能力強化と発注者は考えている。受注者は業務を行うにあたって、この考えを十分に理解し、NEMA の重要人物に対し、これを根気強く、粘り強く、相手を尊重しながら伝えていく。具体的な対応としては、耐震化に関する各種活動においても、交渉・調整・試設計・工事等に NEMA 職員を帯同し共同で実施し、関与させることによって主体的な参加を促す。

本プロジェクトの主要課題は公共構造物の耐震化であり、これに注力するようにする。その観点で、成果 1 で作成するロードマップに関しては耐震化事業のリスト化から毎年の事業計画といった、耐震化事業に関するアクションプランの実効性が高まるように工夫することが重要であり、成果の優先度には留意する。

(5) 技術・制度の定着

本プロジェクトは、技術者に対する耐震改修に関する技術移転をするだけのものではなく、公共建築物の耐震化を推進するものであることに留意が必要である。そのためには、技術が受け入れられること、国の法的・社会的システムとの整合を図ることが重要である。耐震診断に関しては、耐震診断技術だけでなく、耐震診断業務の発注に資する資料、耐震診断結果の評価方法など、耐震診断を民間団体（又はウランバートル市（UB 市））が行い、その確認を公的機関が行うというシステムになることが想定される。また、耐震補強のためには予算化も必要であるが、予算化スケジュールとその積算レベルに合った形で、公的機関の作業による概算や、民間団体の設計・積算による詳細な積算を行うなど、耐震化事業の全体制度の中で、どのタイミングでどのような情報が必要かといった全体構想が必要である。

(6) パイロット事業について

パイロット事業は 5 施設程度を想定し、モンゴル国政府予算で実施する。パイロット事業の選定は、次の点を念頭に選定する。施設の重要度、耐震

化事業としての代表性（工法、建築物）、耐震化事業が一般となるまでの間は、モンゴル国における耐震化の象徴として参照されるに相応しい建物・立地などである<sup>2</sup>。現時点では NEMA の本庁を含む発災時の対応拠点となる重要公共建築物や基幹病院、避難所として使用される体育館などがパイロット事業の候補として想定される。

自国予算の活用については、教育科学省及び UB 市からはこれを捻出することについては理解が得られている。NEMA から理解が得られているが、上記のとおり他の機関と比較して十分ではない。これら機関には予算化が必要な旨を継続して伝えていくこと。その他の重要施設や主要病院等を有する機関との交渉についても、プロジェクト早期のタイミングから開始する。

#### (7) パイロット事業の耐震化事業費以外の先方政府負担事項

耐震改修設計の内容によっては、改修工事のために建物の使用者に一時的な移転を求める場合がある。日常業務への影響・支障について使用者の同意が適宜得られない場合は、遅れの発生等、工期に影響する可能性がある。逆に工事の作業時間の制約（休日や夜間作業）が出る場合は、工事費に影響（増加）する可能性がある。これらについて、成果 3 に係る TWG から実際の施設所有者・利用者に対し事前に十分に理解を促すようにする。また、工事に際しては、建物使用者・利用者への騒音、粉塵、その他の影響を出来るだけ抑えるよう、成果 3 に係る TWG から事業者に対し働きかけるようにする。

#### (8) 技術マニュアルの策定と普及

本プロジェクトでは、Technical Working Group (TWG) を設置する。TWG は MCUD や建設技術者協会 MACE、大学等の研究機関で構成し、幅広く継続的に技術が定着するよう工夫する。セミナー、ワークショップ開催を通じた一般の設計コンサルタント、施工会社、建築主等との情報共有も行う。実際の設計・施工管理・施工は民間の技術者が実施するものであるため、上述のような関連の業界団体も含めて、広く能力向上を図る仕組みを検討し取り入れる。公開可能なものは、MCUD や MACE のホームページなどに掲載していくなど広く普及されるようにする。

また、技術マニュアルは、日本側で策定してから導入するのではなく、実践を通じて得られた教訓を踏まえて最終化していくようにする。最終化の時期はプロジェクト終了時近くになるが、同マニュアル（案）を用いた業務・発注・評価は最終化前に行われることになるため、技術部分の基本事項は先に然るべき承認 (MCUD の科学技術評議会など) を得ておくなど、確認事項とタイミングについて留意する。

#### (9) 関係機関の役割

耐震性評価・設計・補強の技術的な活動に関しては MCUD をリーダーとし、MCUD 傘下でモンゴルの建設技術者協会 (MACE) に研修実施機関としての参画を得る。TWG2、3 の内には MCUD 傘下機関で建築申請関連の業務を実施し

---

<sup>2</sup> この他に考慮すべき選定基準があればプロポーザルにて提案すること。



ている建築開発センター(CDC)や(10)記載のとおりUB市の参画を得ることで、それぞれの所掌業務内の円滑な対応とこれまで経験の活用を期待する。

また、モンゴルでは2011年から副首相を委員長とする地震防災常設委員会が活動している。この委員会は14の関連省庁・機関からなる常設委員会で、10年単位の活動計画をまとめた「地震防災常設委員会活動計画」を作成している。現在は2030年までの活動計画を策定している最中であるが、活動計画として策定が終わった後であっても本案件で作成する耐震化事業実施に向けた計画などはアクションプランとして委員会の活動計画に含めることをNEMA側へ説明し、2030年までの活動計画策定が完了した後であっても、本プロジェクトで策定するアクションプランを追加できる点確認している。当該委員会の事務局はNEMA内にあり、委員会の窓口もNEMAの災害管理局が担っている。本案件の政策策定面での活動や耐震化事業実施に向けた予算申請時などは当該委員会内の取り纏めや当該委員会から大蔵省への働きかけを求める。

#### (10) ウランバートル市の活用

UB市ではフェーズ1での成果を用いて耐震性評価を実施しており、市内約200棟の建物に対して耐震性評価を実施している。この経験を活用し、本プロジェクトにおける耐震性評価についてはUB市の協力を得て実施する。

#### (11) 動画資料

本プロジェクトでは民間企業への研修も実施する。研修の内容またはその補足説明のため、技術者、施工業者が参照しやすいような動画資料の作成も検討する。

#### (12) 予算年度

各省庁の会計年度は1月～12月である。予算申請書類は7月までに作成し、その後審査を経て11月に承認、翌年1月から12月までに予算執行となる。プロジェクト開始時期や現地活動が本格的に実行できるタイミングとも関係することから、これらのタイミングによってはP0を見直し、各種スケジュールを組みなおす必要がある。

#### (13) パイロット事業の耐震改修設計費用

パイロット事業の耐震改修設計に際して、図面作成(CAD)、積算業務等は必要に応じて本契約の中から発注する。

#### (14) 資金調達の検討

本プロジェクト終了後の耐震化事業の費用は、モンゴル国政府が国家予算から捻出することを想定しているが、その他、我が国からの資金協力や、世銀やADB等の他ドナーの資金なども想定し、案件形成につなげる。

#### (15) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

##### 1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、受注者は事業成果の発現に向け、先方実施機関及び

発注者と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。

受注者は、本プロジェクトの方向性について適宜発注者に提言を行うこと。発注者は、これら提言を検討し、モンゴル国側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

## 2) Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、JICA 専門家チーム及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を発注者と確認し、その後第一回合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下「JCC」）時に C/P と協議を行い、合意する。案件開始後は、6 ヶ月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P と合同で行い、JICA モンゴル事務所に提出する。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含む。

## 3) JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。JCC は日本・モンゴル双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。受注者は JCC の開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、C/P や発注者へ提供する、JCC の Minute of Meeting 案のドラフトを作成するとともに、C/P による準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

## 4) 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がモンゴル側関係者と一緒に議論し、必要に応じて発注者へ報告相談を行う。発注者は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- ① プロジェクト開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時
- ② プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- ③ 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

## 5) ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

#### (16) プロジェクト活動の記録

発注者は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、発注者へ提出する。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画／裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てる。

#### (17) 活動・成果の見える化・蓄積

活動の内容・成果が組織内で可視化され、また個々の成果（マテリアルや講義・プレゼンテーション・その動画）をいつでも確認できるよう、組織内イントラネット等にてブラウザなどを使って確認できるようなものを構築する。

#### (18) 広報

2022年は日本・モンゴル外交関係樹立50周年の年であり、在モンゴル日本大使館やJICAモンゴル事務所によるイベントや取組も想定されるところ、積極的に関係する。

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、モンゴル国と日本国内の各層に広く発信する。同計画においては上述の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する<sup>3</sup>。

##### 1) 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をモンゴル国内に広く認識してもらうため、JICAモンゴル事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

##### 2) JICA ウェブサイト、SNS を通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1ヶ月に1回以上発注者へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイト、モンゴル事務所のSNSに視覚上成果を把

<sup>3</sup>以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案する。

握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を発注者に対して適時提供すること。

### 3) 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とモンゴル側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、発注者に帰属するものとする。

### (19) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、受注者は発注者、C/P と相談する。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが開催されることから（コロナ禍以降の頻度は未定）、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていく。

本プロジェクト実施期間中には、2022年5月末に防災グローバルプラットフォームが開催され、年後半にはアジア大洋州地域における防災閣僚級会議等も実施される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してモンゴル側 C/P 及び発注者が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談する。

### (20) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

発注者は、国連防災機関（UNDRR）と業務協力協定を締結しており、UNDRRが行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）又はアメリカ地域事務所に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。

現在、UNDRR 主導の Making Cities Resilient Campaign 2030 (MCR2030) が展開されており、発注者はコアパートナーとしてこのイニシアティブに貢献することとしている。具体的には、都市に対してイニシアティブに参画の働きかけや、参加している都市に同イニシアティブの活動等に参加してもらうなどである。本プロジェクトにおいても、都市が参加するウェビナーの機会等を捉え、このイニシアティブへの協力を行う。

### (21) COVID-19 の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たって COVID-19 の影響により、R/D の Attachment3 Plan of Operation の通りの活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/P とは遠隔でコミュニケーションを取りなが

ら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする<sup>4</sup>。

## 第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする<sup>5</sup>。

### (1) 全体に係る活動

#### 1) 業務計画書の作成・協議

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約締結日から起算して 10 営業日以内に発注者に対して提出し、承諾を得る。

#### 2) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯・成果及び詳細計画策定結果、並びに、業務計画書等を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、業務開始 1 ヶ月以内に発注者に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、モンゴル側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記 3）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM（案）を、第 1 回 JCC にてモンゴル側と協議の上、合意する。

#### 3) 事業効果測定のためのベースライン調査・エンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始後 3 ヶ月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了 3 ヶ月前を目途に実施し、取り纏めた調査結果は提出する報告書等に記載する<sup>6</sup>。

#### 4) JCC 開催支援と進捗説明

受注者は R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。第 1 回 JCC については、プロジェクト開始 3 ヶ月以内を目途に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以降 JCC にて次回分の実施時期を合意すること。また JCC においては、Monitoring Sheet を活用し、C/P と手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

---

<sup>4</sup> 上記を踏まえて遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること（現時点の渡航可能開始時期は2022年4月を想定しているが、今後の状況に応じて渡航開始時期が前後する可能性もある）。

<sup>5</sup> 受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

<sup>6</sup> なお、収集すべきデータについては、その内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

## 5) 本邦研修の実施

本プロジェクト期間中、地方防災計画策定に関する国別研修（10名程度×2週間程度を計2回）を実施予定している<sup>7</sup>。

受注者は、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積に含める（第1章8.（6）に記載のとおり、別見積とする）。実施にあたっては研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法についてJICAモンゴル事務所及びモンゴル政府関係者と前広に協議・調整すること。JICAモンゴル事務所および実施機関と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取り付けなど、必要に応じて研修員派遣に関する支援・調整を行う。

- 6) 研修参加者には、帰国後の職場報告会等の講師として、国内での普及活動の一端を担ってもらうなど、プロジェクトの中でも、コア人材としての活用を図るとともに、参加者本人にも、帰国後の役割も理解させる。防災台帳を更新し、発注者が定める様式によりモンゴルの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

## (2) 成果1に関する活動

成果1に関する活動は以下のとおり。必要に応じて、各項目内に補足説明を示す。

### <1:政策策定・政策実施支援>

- 1) 活動1.1.1: 公共施設に対する耐震化事業を含めた国土耐震化に向けた政策の策定・更新を支援する。

成果1全般に渡り、国土耐震化に向けた政策の策定・更新に対して、日本の事例などを元に、技術的な支援を行う。

技術が受け入れられること、国の法的・社会的システムとの整合を図るため、国の社会システムや既存の制度等のレビューを行う。また、発注者が過去に協力を行ったものも含め、ハザード・リスク評価及びそのアップデートの情報や、モンゴル国政府の独自の取組についてのレビューを行う。

- 2) 活動1.2.1: フェーズ1の耐震性評価・耐震補強ガイドラインの制度化及び地方での研修を含めた耐震性評価の実施促進策を検討する。

---

<sup>7</sup> COVID-19の状況を踏まえつつ、研修実施時期、内容等についてプロポーザルにて提案すること。

フェーズ1で策定した耐震性評価がUB市による実施以外では実施されていない現状を調査し、課題を取りまとめ、実施促進のための方策を検討する。

- 3) 活動 1.3.1: 既存のデータと所有省庁へのヒアリングを基に耐震化事業優先リストを作成し、今後の耐震化事業実施に向けた計画（耐震性評価実施計画含む）策定支援を行う。

公共建築物の耐震化に関し、事業優先リスト作成のための評価基準及び優先順位付けの方法についてモンゴル国側（NEMA 又は地震防災常設委員会等）と協議の上決定する。

次いで、優先順位付けに対する技術支援を行う。各機関による優先順位付けを行う事を想定した場合、NEMA 又は地震防災常設委員会を通じ各省庁やUB市に対し各機関所有の公共建築物に関し、評価基準に照らし合わせて優先リストを作成させる。受注者は、モンゴル側が所有している既存の建物データ及び建物所有者からの追加情報収集を行い、独自の優先リストを作成し、同リストを用いて各機関が行う優先順位付けに対する技術的支援や、各機関と NEMA 又は地震防災常設委員会との協議の支援を行う。

また、耐震性評価及び耐震化事業の中長期的な実施計画（アクションプラン）の策定支援を行う。

- 4) 活動 1.3.2: 対象施設所有省庁が耐震性評価から耐震化事業実施に向けた予算要求～実施までに必要な文書作成ガイドライン（積算・提案書作成を含む）を取りまとめ、活動3での試行を踏まえ標準化する。

個別の施設に関し、施設所有者が耐震化事業実施に際して必要な文書（耐震性評価事業の積算・予算申請・発注のための資料、結果確認のための資料、耐震化事業の積算・予算申請・発注のための資料）を作成する。予算申請に際しては、耐震化事業の効果や建替えとの事業費比較など、事業の妥当性や経済的優位性等を説明する（モンゴル国大蔵省や国会が必要とする）情報を含める。

- 5) 活動 1.3.3: 予算配分省庁（大蔵省：Ministry of Finance）に対し、開発調査型技プロの成果品とこれまでの活動を合わせた地震リスクと耐震事業の重要性、耐震事業の経済的優位性、今後のアクションプランについて報告し、予算配分に必要な働きかけを行う。

モンゴル国における耐震化事業の予算確保のため、地震防災常設委員会の立場を利用した予算獲得に向けたメカニズムの検討を行う。

一般的情報として、地震リスクと耐震事業の重要性、経済的優位性を示す資料を作成し、NEMA 又は地震防災常設委員会から大蔵省や国会に対しての説明に対する技術的支援を行う。必要に応じて、活動 1.3.1 で作成したアクションプランも用いて説明を行う。

- 6) 活動 1.3.4 : 国土耐震化に向けて関連省庁・機関が実施すべきことを整理する。

上記の耐震化事業のアクションプランの他、国土耐震化に向けて関連省庁・機関が実施すべきこと（民間人材育成、調査研究（建物脆弱性、建設資材品質）、建設資材品質管理、法制化など）を整理する。なお、実施官庁だけでなく、監督官庁も含めて整理する。

また、実施すべき事に加え、耐震化を促進させるようなイニチアチブとの連携（例えばスマートシティやコンパクトシティと合わせた官庁の改築・移転と耐震化など）についても検討する。

- 7) 活動 1.3.5 : 今後の耐震性評価・耐震化事業の実施計画を省庁横断的なロードマップとして策定する。ロードマップ改訂ガイドラインも作成する。

上記を纏め、2040年を目標とする省庁横断的な国土耐震化のためのロードマップ策定を行う。また、2030年頃のモニタリング・改訂のためのガイドラインの作成を行う。

- 8) 活動 1.3.6 : 策定中の地方防災計画内に耐震化施策が確実に含まれるようモニタリング体制を強化する。

各県・市で策定している地方防災計画内に、地震防災分野においては、公共建築物の耐震化事業が確実に含まれるよう、NEMAからの指導及びそのモニタリング体制の強化に向けた技術支援を行う。

- 9) 活動 1.3.7 : 活動 1.3.6 に基づき、連携体制強化・モニタリング強化に係る研修を実施する。

- 10) 活動 1.4.1 : 空間情報システムにアイマゲ(県)及びウランバートル市の震度分布図と活動 1.3.1 の重要公共建築物を反映させ、リスクや脆弱性を明確にする。

上記活動を通じて取りまとめた公共建築物の情報及び、耐震性評価の結果について、NEMAが有する空間情報システムに反映させる。

### (3) 成果 2 に関する活動

成果 2 に関する活動は以下のとおり。必要に応じて、各項目内に補足説明を示す。

<2:技術強化支援>



- 1) 活動 2.1.1 : 耐震設計、耐震補強設計、耐震補強工事に係る基準や規則を設計・施工業者向け耐震規則集としてまとめる。  
耐震設計及び補強工事に従事する技術者向けの、基準や規則の作成、取りまとめを行う。なお、取りまとめにあたっては、活動 1.1.1 のレビュー結果を踏まえ、技術的、社会・制度的にも受け入れられるよう注意する。
- 2) 活動 2.1.2 : 活動 2.1.1 に基づき、耐震設計、耐震補強設計、耐震施工に係る人材育成や品質管理、研修に使用する写真・実例入りの実践的な耐震補強マニュアル(事例集形式)を作成する。
- 3) 活動 2.1.3 : 避難所として使用される学校・幼稚園を新規建設する際の設計マニュアルを作成する。  
避難所として使用される学校・幼稚園を新規に建設する際にその計画・設計時に参照するマニュアルを作成する。内容は構造的な設計の指針ではなく、これら施設が避難所として機能するための計画論的なマニュアルを作成する。作成にあたっては、日本の無償資金協力事業「ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画」で作成された資料も参考にし、同事業のコンセプトなども同時に広められるように工夫する。
- 4) 活動 2.1.4 : 活動 2.1.1~2.1.3 の成果品を MCUD の科学技術評議会にて承認する。  
必要に応じて、科学技術評議会関係者を招へいしてのセミナー・説明会を開催し、活動 2 で作成した成果品の技術的な知見や背景について理解を促すための技術支援を行う。
- 5) 活動 2.1.5 : 活動 2.1.1 と 2.1.3 の成果品の制度化を検討し、必要に応じて支援する。
- 6) 活動 2.1.6 : 活動 2.1.1~2.1.3 の成果品を広く公開し、UB 市ならびに地震活動が活発な地方で研修を実施する。  
活動 2 の成果は、民間技術者が活用して始めて建物の耐震化が達成されることにある。民間技術者の育成は、MACE の機能を通じて行うこととし、具体的には、研修プログラムを検討し、本プロジェクト内で研修を行う。  
研修は座学だけでなく、施工技術に関するものについては、実習を含め、供試体及び実際の機材を用いて行う。本プロジェクト内においては、研修に必要な資機材は、本契約から提供することとするが、継続的な実施のために、研修プログラムだけでなく、資機材の準備のための資料(供試体の作成手順や発注書)もまとめておく。

供試体を用いる施工技術に関する研修について、協力期間中のいずれかの年に UB 市で春と秋の 2 回実施し、各回の参加者は 30 名程度として実施することを想定しており、MACE とも研修実施について確認している。

- 7) 活動 2.1.7: 活動 2.1.1~2.1.3 の成果品を普及させるための設計・施工それぞれに対する実務者研修の講師を育成する。

継続的な能力維持・向上のため、MACE の講師を育成する。

#### (4) 成果 3 に関する活動

成果 3 に関する活動は以下のとおり。必要に応じて、各項目内に補足説明を示す。

##### <3: 事業実施支援>

- 1) 活動 3.1.1: 地震委員会の耐震性評価対象施設と活動 1.2 での耐震化優先リストから 10 施設程度に対してフェーズ 1 の成果を活用した耐震性評価を実施する。

10 施設の選定は、事前に選定基準を定め、モンゴル側及び発注者と協議の上決定する。耐震性評価に関しては、UB 市の支援を得て実施することとしているが、実施に当たりこれに依り難い場合は、民間技術者に委託して実施することも可能とする。

- 2) 活動 3.2.1: 早急な耐震化が必要と判断された施設に対し、活動 2.1 を基に試設計を行う。(最大 5 施設程度)

試設計は、活動 2 の成果の運用・実践を踏まえて課題を抽出するために行うものとし、民間企業に発注して行う。本費用については、本契約により支出を行う。

- 3) 活動 3.2.2: 試設計後のそれぞれの建築に対し、補強工事に係る費用を概算し、活動 1.3.2 を基に耐震化事業実施計画を作成する。

補強工事費用の概算は、試設計から積算するパターン、設計業者への業務に含めるパターンなど、モンゴル国側発注者(個々の所有機関の営繕部など)の能力や、モンゴル国発注者側への技術支援の可能性(MCUD 等から)、などと比較検討して行う。受注者も概算は行うが、上記で検討したパターンに沿って算出した概算費用の確認のために行う。これらを元に、耐震化事業実施計画作成の技術的支援を行う。実施計画だけでなく、予算申請のための説明資料の作成に関する技術的支援も合わせて行う。

- 4) 活動 3.2.3: 耐震化事業実施計画と活動 1.3. を基に実際の事業実施を技術面において支援する。

- 5) 活動 3.3.1 : 活動 3.2 までで得られた課題を活動 1~2 へフィードバックし、活動 1~2 における手続き・技術に資する成果を向上させる。
- 6) 活動 3.3.2 : 活動 3.2 までの成果をもとに耐震補強の経済的な優位性を検証する。

活動 3 の結果をまとめ、モンゴル国において実際に必要となった事業費から、試算していた経済的な優位性の検証を行う。

#### (5) 成果 4 に関する活動

成果 4 に関する活動は以下のとおり。必要に応じて、各項目内に補足説明を示す。

##### <4. 研修・啓発能力強化支援>

- 1) 活動 4.1 : 市民防災研修センターにおける防災教育の内容と現状についてレビューを行う。

レビューにあたっては、特に、モンゴル国において耐震化事業の理解促進という観点から、センターの機能や、資機材、人材などについてレビューする。

- 2) 活動 4.2 : 活動 4.1 を基に、行政機関及び市民向けの耐震性強化の重要性や地震防災に係る研修・啓発教材を作成する。

耐震性強化の重要性の理解を促進するための、視聴覚教材、パネル展示、模型（実演可能なもの）等を作成するとともに、これらを使った典型的な研修コンテンツを作成する。

視聴覚教材については、上記に加え VR (Virtual Reality) 視聴覚機材の供与を行い、そのコンテンツについては、プロジェクト開始後モンゴル国側と協議の上決定する。本機材は、ウランバートル市及び地方 2 か所の防災研修センターに設置する。

- 3) 活動 4.3 : 市民防災研修センターの活動計画、人材育成計画のレビューを行い、更新を支援する。

ウランバートル市だけでなく、地方の市民防災研修センターの活動計画をレビューし、NEMA の防災教育計画活動と合わせ、今後の短期的・中期的な計画の更新（活動内容、人材配置、資機材配備、これらに必要な予算計画）を支援する。

- 4) 活動 4.4 : 活動 4.3 の結果を基に、活動 4.2 で作成された研修・啓発教材を用いて、ウランバートル市及び地方 2 か所の防災研修センターの講師に対する能力強化研修を実施する。
- 5) 活動 4.5 : 活動 4.4 の結果を基に、市民防災研修センターによる行政機関、市民向けの研修・啓発活動実施ガイドラインを作成する。

## 第 8 条 報告書等

次の報告書等を、発注者の指示に従い、発注者が指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下のとおりとする。なお業務期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 本部及び JICA モンゴル事務所へのタイムリーな報告を行うこと。なお、最終成果品(業務完了報告書及び業務完了報告書別冊)の提出は契約履行期限末日までとする。

### (1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

成果品	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 電子データ(メールによる送付)
ワークプラン	契約締結後 2 ヶ月以内	英文 3 部 モンゴル語 3 部 電子データ(メールによる送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 ヶ月以内及びプロジェクト開始後 6 ヶ月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文 3 部
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文、英文 電子データ(メールによる送付)
Project Completion Report	契約履行期限末日まで	英文 5 部 モンゴル語 5 部
業務完了報告書	契約履行期限末日まで	和文 5 部 CD-ROM3 部
業務完了報告書別冊	契約履行期限末日まで	和文 5 部 CD-ROM3 部

業務完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関

するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は、発注者と受注者で協議、確認する。

## (2) 各報告書の位置づけ

### 1) 業務計画書

共通仕様書の規定に基づき、本プロジェクトに含まれる業務内容について記載する。

### 2) ワークプラン

業務開始から2ヶ月以内を目途に、C/Pの現状・課題をある程度把握した上で、プロジェクトの活動内容を確定させ、ワークプランに記載する。

### 3) Monitoring Sheet

定期的にPDMの達成状況のモニタリングを実施し、その結果を記載する。

### 4) プロジェクト進捗概要資料

プロジェクト全体の概要（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ）及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいようにA4版2枚（両面1枚）でまとめた資料（パワーポイントを推奨）を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各A4版2枚（両面1枚）でまとめた日・英資料（パワーポイントを推奨）も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料として発注者へ提出する。各ページ左下に発注者のロゴを記載すること。

### 5) 業務完了報告書

業務完了報告書は、プロジェクト終了時にC/Pの確認も受けながら作成する事業完了報告書（Project Completion Report）と同じ項目を記載する。公開を前提として作成される。プロジェクト終了時に、事業進捗報告書の内容も踏まえつつ、活動報告、PDMの達成状況、具体的な技術移転内容と今後C/Pが実施していく事項等記載する。

### 6) 業務完了報告書別冊

業務完了報告書とは別に、受注者のチーム内で作成し、発注者へのみ共有する。プロジェクト活動における先方政府の対応の問題点や今後の課題、直面した困難と解決策並びに今後のモンゴルにおける防災分野の協力の方向性及び現場での活動への提言等を記載する。

## (3) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成・更新された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet又はプロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。項目ごとに

記した言語のものを作成し、必要な翻訳経費（日—モンゴル語）を見積書の中にも含めること。また業務上必要な通訳（日—モンゴル語）も含めること。

【成果横断的資料】

- ① 行動計画案
- ② 国際会議等における成果発信資料

【成果 1 に係る資料】

- ③ 耐震性評価・耐震補強ガイドライン(フェーズ 1 成果品の最新版)
- ④ 耐震化事業優先リスト
- ⑤ 耐震化事業立案に係る文書作成ガイドライン
- ⑥ 耐震性評価及び耐震化事業の中長期的な実施計画（アクションプラン）
- ⑦ 国土耐震化に向けた関連アクションプラン（民間人材育成、調査研究（建物脆弱性、建設資材品質）、建設資材品質管理、法制化など）
- ⑧ ⑥⑦を踏まえた国土耐震化ロードマップ
- ⑨ 国土耐震化ロードマップのモニタリング・改訂ガイドライン

【成果 2 に係る資料】

- ⑩ 設計・施工業者向け耐震規則集
- ⑪ 写真・事例入り耐震補強マニュアル(事例集形式)
- ⑫ 避難所として使用される学校・幼稚園向け設計マニュアル
- ⑬ 実務者向け研修実施計画(供試体の作成手順や発注書を含む)
- ⑭ 実務者向け研修講師育成計画
- ⑮ 実務者向け研修用説明資料

【成果 3 に係る資料】

- ⑯ 耐震化事業実施計画（耐震性評価結果、補強設計資料、積算資料）

【成果 4 に係る資料】

- ⑰ 市民防災研修センターの活動計画
- ⑱ 市民防災研修センターの人材育成計画
- ⑲ 市民防災研修センターによる行政機関、市民向けの研修・啓発活動実施ガイドライン

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は共通仕様書第 7 条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を発注者に提出する。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真（ある場合）
- 3) 業務フローチャート

(5) その他提出物

- 1) 防災情報（防災台帳）

発注者が定める様式によりモンゴルの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。

## 2) プロジェクト説明資料

プロジェクトの内容を説明するプレゼンテーション資料（パワーポイント1枚もの及び4枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト実施中において外部に伝えるべき成果・成功事例が出た場合は、それを紹介する資料（パワーポイント1～2枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト終了時には、プロジェクトの成果をまとめた説明資料（パワーポイント4枚程度）を作成し、提出する。言語は、日本語、英語とする。

また、モンゴル国の防災全般及び地震に関する、災害及び対策・制度整備の歴史を取りまとめる。

## 3) 写真

プロジェクト活動等を示す、広報に使用することができる写真。

## 4) 議事録等

先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、発注者に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。発注者が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、発注者が指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内に発注者に提出する。

## 5) 先方政府への提出物

モンゴル政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

## 6) その他

上記提出物のほか、発注者が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

## 第9条 その他留意事項

### (1) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ① 活動2.1.6で実施する民間技術者向け研修で使用する供試体
- ② 活動3.1.1で実施する耐震性評価のうちTWG内では実施できない一部の工程
- ③ 活動3.2.1で実施する早急な耐震化が必要と判断された施設に対する試設計
- ④ 活動4.2で市民防災研修センターに設置する展示パネル・建物模型の制作

このうち、①研修用に供試体については（ア）鉄筋コンクリート(RC)壁の増設工事を行う際の既存部分との接合ディテールを学ぶこと、（イ）鉄骨ブレースの設置工事を行う際の既存部分との接合ディテールを学ぶことを目的とし、（ア）に対してはRCの梁を模した部材、施工アンカー、スパイラル筋、現場打ち壁用

配筋、型枠、現場打ちコンクリート、(イ)に対してはRCの梁を模した部材、施工アンカー、スパイラル筋、H型鋼、充填モルタルをそれぞれ現地調達で用意し研修を実施することが想定される。本契約ではこれらを総称し供試体として、3回の研修実施を想定して見積りを提示すること。

②について、成果3で行う耐震性評価は実務を通したモンゴル側の能力向上という観点で極力TWG内にて実施する。耐震性評価に係る研修や機材供与についてはフェーズ1で実施しており、TWGメンバーであるUB市には実務経験もある。しかしながら、掘削を伴う建物基礎の調査や破壊検査など行政側で実施が難しい工程についてはTWG内での実施が難しく、現地法人への再委託を認める。フェーズ1の機材供与内容、研修実施先は(5)公開資料「モンゴル国モンゴル地震防災能力向上プロジェクト事業完了報書：要約版」を参照のこと。

③について、活動3.1.1で実施する耐震性評価の結果、早急な耐震化が必要と判断された施設に対し、耐震事業立案に向けた試設計を行う(最大5施設程度)。試設計は、事業申請時に提出する建築図書として求められるもので、実施図面ではなく、申請書類として十分なもの、事業費の積算に十分なものとする。当該業務はTWG内での実施が難しく、現地法人への再委託を認める。再委託時には委託先に活動2の成果の運用・実践を踏まえて業務を行うよう指示し、活動2成果品の課題を抽出できるよう留意する。

④について、NEMAが所管する地方を含めた3つの市民防災研修センターに対し、地震防災や耐震補強の効果や工法、本プロジェクトの活動である公共建築物への耐震化事業の活動紹介の市民レベルの広報を目的に、展示パネル及び模型を作成、供与する。本契約ではこれら展示物は同じものを3つ制作し各市民防災研修センターに設置するものとし見積もりを提示すること。

以上



## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年3月下旬に業務を開始し、全体期間は2026年4月中旬までの約48ヶ月～49ヶ月とする（モンゴル国側とは、最初の専門家派遣から48か月の事業期間と定めている）。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 56.00 人月（現地：45.00人月、国内11.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/防災行政（2号）
- ② 耐震建築（3号）
- ③ 耐震事業
- ④ 耐震設計
- ⑤ 防災教育

### (3) 資機材

本業務では、活動4.2で市民防災研修センターへ供与する視聴覚機材(VR)とその関連機器の調達を受注者に委託することを想定している。本機材と関連機器についてはNEMAが所管する地方を含めた3つの市民防災研修センターに対し1セットずつ供与するものとし、詳細な仕様及び数量は調達する前に発注者と協議の上、決定する。

本契約での見積りの計上に際してはこれらを「視聴覚機材(VR)及び周辺機器」として900万円の定額計上をする。

本機材に対する発注者側の現時点での想定としては、視聴覚機材(VR)本体と視聴覚コンテンツ(地震体験、避難体験、消火体験等地震防災に関連するもの)、及び投影モニターなどの展示に必要な周辺機器を供与するものとする。これら機材・視聴覚コンテンツは本邦調達が想定され、調達にあたっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従い、受注者はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行う事とする。本プロジェクトにおいて、本邦調達する供与機材について、受注者は外国為替及び外国貿易法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

### (4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます（第1章8.（6）に記載のとおり、別見積として計上ください）。詳細は第3章第9条（1）を参照ください。

- ① 活動2.1.6で実施する民間技術者向け研修で使用する供試体
- ② 活動3.1.1で実施する耐震性評価のうちTWG内では実施できない一部の工程
- ③ 活動3.2.1で実施する早急な耐震化が必要と判断された施設に対する試設計
- ④ 活動4.2で市民防災研修センターに設置する展示パネル・建物模型の制作

#### （5）配付資料／公開資料等

##### 1）配付資料

- 「モンゴル国地震防災能力向上プロジェクトフェーズ2」 詳細計画策定調査報告書（案）

##### 2）公開資料

- 本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。エラーが表示される場合は、ハイパーリンクの URL をコピーして Internet Explorer 等のアドレスバーに直接ペーストし、図書情報画面にアクセスして下さい。
  - ・「モンゴル国 ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト(開発計画調査型技術協力)ファイナルレポート」  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bibId=1000013544>
  - ・「モンゴル国 モンゴル地震防災能力向上プロジェクト事業完了報書：要約版」  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042124>
  - ・「モンゴル国 モンゴル地震防災能力向上プロジェクト事業完了報告書：付属資料」  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042126>

#### （6）対象国の便宜供与

以下の事項について提供が行われる予定。

- ・C/Pの配置：プロジェクトダイレクター（1名）NEMA長官、プロジェクトマネージャ（1名）NEMA国際局局長。
- ・執務スペースの確保：NEMA執務室内にプロジェクト室が用意され、必要な光熱費及びインターネット接続がNEMA側から提供される予定。
- ・プロジェクト運営管理費（C/Pの国内出張旅費など）

#### （7）その他留意事項

##### 1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAモンゴル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を発注者に提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

## 2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA事業部担当者に速やかに相談すること。